

# 介護施設を取り巻く

## 法律問題の今

### 面倒看るから 他より遺産多く

Aが、3人の子(相続人B、C、D)を遺して死亡しました。相続財産は、自宅を含む複数の不動産及び預貯金です。

BCの兄弟仲は良いのですが、DとBC間には不仲でした。不仲の原因の1つには、Aの亡夫Zの相続時、DがAの面倒を看るという約束で、BCよりも多くの遺産を貰っていたところ、実際にはAの面倒はBCが看っていたという事情がありました。

さて、遺産分割協議の場で、BCとDは、以下のような言い合いをしました。

BC:「Aは、Dが面倒を看てくれなかったことを恨んでいた。Dには一銭もやりたくないと言っていた」  
D:「Aは私(D)のところに行きたい、BCは情が薄いから嫌だ」といつも言っていた」  
「自宅の土地と建物」は、Zも「Dに継がせるように」と言っていた

## 相続を争族にしないために③

た」

「AもZの意思を汲み『私(A)が死んだら自宅はDが継ぎなき

い』と言っていた」

結局、自宅不動産を

誰が取るのか、BCDとも譲らず、協議は調停に場を移しました。

調停でも、BCDは、同じような主張を繰り返し協議は多少難航しましたが、それでも1

年程で解決となりまし

た。

この「故人の意思は

〇〇である」という主張も、実務上、よく出てきます。大抵は、対

立当事者間で、その「故人の意思」は食い

違いますが、その原因は、必ずしも当事者が

嘘をついているとは限らず、以下のような場合

合も多く見られます。

① 当事者が、異なる時点での故人の発言を

主張している場合

BCは、自分達がAを看るようになってから

のAの発言を挙げて

いる一方、Dは、Zが死亡する前後のAの発言を挙げて

いる場合です。

② 故人自身が、相手によって発言の内容を変えていた場合

Aが面倒を看てもらおうと思っていたDに

対して迎合的な発言をしつつ、Dの態度に不安を感じていた為に、

保険的にBCにも迎合的な発言をしていた場合です。

Aも人間ですから、自分の老後に不安が生じた場合、なる

べく、多くの子どもたち

に看てもらえるような可能性を残す発言を

するでしょう。

結局、①②とも、両

当事者の発言に嘘はないのですが、噛み合わ

ず、無用な感情悪化を招くこととなります。

従って、「故人の意思」が何だったのか議論しなくて済むように、

遺言で明確にすることが必要です。



弁護士法人アヴァンセ  
リーガルグループ執行  
役員

民事企業法務部部长  
弁護士 長谷川 桃

【プロフィール】  
上智大学外国語学部  
下

イッ語学科卒業、東京  
弁護士会所属、日本司  
法支援センター相談員  
を務める。

離婚、相続等の家事  
一般(渉外事件等を含む)

や消費者問題含む民事  
訴訟一般が得意分野。